

八徳会政権覚え書き

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2008-01-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 今井, 駿 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00000493

八徳会政権覚え書き

今 井 駿

はじめに

私は先年、人民政協石柱土家族自治委員会主編『文史資料第二輯』全体を占める黎旭陽氏の大作・「一場特殊的農民起義—八徳会革命始末—」を3回に分けて『静岡大学人文論集』（50巻第1, 2号、51巻第1号）に訳載した。その後、2001年夏、石柱県を訪問した。残念ながら黎旭陽氏は数年前に世を去っていた。当初の予定では八徳会が8年間にわたり割拠した黎家壩等の地に行った見たかったのだが、交通が不便でとても日帰り出来そうもなく、山上に宿泊できるかどうかも見当がつかなかったのも、残念ながら県城から引き返した。豊都県の側から石柱盆地に下る峠の上ではるか東に峨々たる山脈を望んだが、その山脈の麓、紫色の霧の下こそ、八徳会の歴史が息づくに相応しい地のように思われた。なお今日の石柱県は蓴菜や黄蓮の生産地として名高く、特に蓴菜の第一番の輸出先は日本であるとのことである。そんなこともあって、石柱県に親近感を覚えた。

小論は、八徳会についての簡単な紹介を兼ねつつ、この会の特色について、黎旭陽氏とは異なった観点から考えてみたい。

i

1、事件の発端について：事件の発端は鴉片栽培の問題であった。石柱県北6区黎家郷に冉広儒という清末の落第秀才が住んでいた。10石ほどの水田を耕し、私塾で教える、晴耕雨読の生活だった。黎家郷の団総・王洪猷は7人兄弟で家には5～600石からの小作料収入があったが、義理の長兄を殺して家産を分割し、自分は100石を取り分とした。その王洪猷の病弱な弟の所に嫁に行っていたのが冉広儒の娘であった。王洪猷はこの娘に他家に再婚するよう執拗に迫っていた。冉広儒一家が再婚話の障害と思った王洪猷は区長の冉瑞薈に、冉広儒

は鴉片を栽培していると誣告した。濡れ衣を着せられた冉広儒は200元も罰金を課せられた。これに我慢がならず、あれこれと思案した挙げ句、冉瑞薌の施主である雲集寺が鴉片栽培を行っているとの訴状を書いて、170里(約85キロ)も離れた県城に訴えに行った。これを知った冉瑞薌は知県に賄賂を送り、初犯につき罰金200元ですませてもらった。県政府委員に5,000元の輿馬費を使ったと称してこれを団防に負担させ、3,000元をもう一人の団総と山分けした。冉広儒にこの一件で怨みを抱いた冉瑞薌は、黎家郷の郷約(村長)・王顕立や王洪猷と結託して、冉広儒の迫害を謀った。それは、県政府に対し、冉広儒は黎家壩の八聖宮に「祭壇を作り、怪しげな流説によって衆を惑わし、不逞の輩を集めて法に背くことを謀っている」と告発したことである。県政府はこの訴えを信じ込み、冉瑞薌に「即刻団を率いて早々に殲滅し、郷里を安んぜよ」と訓令した。

1923年3月、王洪猷は王顕立とともに冉広儒に対し150元の雑税の立て替えを迫った。冉瑞薌の意を汲んでのことであった。両名は冉広儒、冉広愛の兄弟を街中の酒屋に閉じこめて金を出せと迫っていた。そこに広愛の息子の冉正徳、冉正済および甥の冉正煥、冉正和等がやって来た。冉正済は居合わせた兵士の銃を奪うと王顕立、王洪久親子を撃ち殺し、冉広儒、冉広愛らも手錠の鎖で王洪猷の足を打ち据え、冉家一族揃ってその場を逃げ出した。

追いつめられた冉広儒が占いをしてもらった結果は、「九龍が一度坂を上れば、初めて戦いを平定できる」というものであった。

こうして、冉広儒を首領に冉氏の家族を中核として、文壇(合化壇)の培縁会を基礎に親しい友人達と連合し、1923年3月のある日、冉広儒、冉広愛、冉正済、冉正徳、冉正南、冉正騰、李南賓、楊南槐、譚寧芬、譚新祥その他数十人が黎家壩の対岸にある八聖宮に集まって、血をすすって盟約を結び、兄弟分の契りを結んだ。五倫八徳の意義を採って、培縁会を八徳会と改称し、辦事処を設けて冉広儒を処長に、李南賓を軍師に、冉正済を大隊長に、冉正徳、冉正騰、楊南槐を中隊長に推薦した。「抗暴保家」「抗糧抗款」のスローガンを唱えた。

以上の経過から見れば「抗暴保家」「抗糧抗款」のスローガンが冉一家には極めて自然な成り行きから出てきたものであることが分かる。李南賓と楊南槐はさておき、冉家とともに譚姓の参加も多い。譚姓と冉姓の関係については最後まで分からないが、譚姓の者が冉広儒の養子となっている。

2、培縁会について：合化壇の中核組織が培縁会だと説明されているおり、合

化壇はまた儒教壇とか文壇とも呼ばれているが、孔子を崇拝するのではなく関羽を崇拝するものである。四川、貴州、湖南、湖北等の省にはみな儒教壇の組織があり、湖北省ではこれを合化壇とも呼んだという。貴州では広化壇とも呼んでいたが、文壇というのを通称としていた。この組織は李南賓が小さい頃、臨溪の郷紳・黎道平が組織したもので、民国の初めに楊道人という方士がやってきて地相の占いをもって黎道平に重んじられた。楊道人は降神をして「世の中の乱れは十万の天魔が人間界に下降したことによる。世の中が静かで平和になるためには、天兵・天将が世間に降り、十万の天魔を捕らえて天に帰り、天牢の中に嚴重に閉じこめるのを待たなければならない」と宣伝した。楊道人はまた朝晩に武術の訓練をし、また、鉄砲を製造していた。冉広儒はこの黎道平の家で私塾の教師をしており、李南賓は合化壇の教師で、各種の占いや神降ろしをしたりしていた。李南賓が『合化壇経文集』等と言ったことも、楊道人の2番煎じで、世の中の乱れの原因は孫悟空が昔天宮で大暴れをして天牢が開き、十万天魔を逃した。玉皇大帝は蓮花祖師を遣って天兵・天将を率いて俗世間に下し天魔の一部を降伏させたが、まだ降伏させることが出来ぬままにいるものがある。それが軍閥や団閥である、というようなものであった。合化壇とはこのような迷信的組織であったが、それが前述のような各省に広がっていたというのは興味深い。冉広儒等は家族組織と合化壇の組織を中核に蜂起したわけであるが、「抗暴保家」「抗糧抗款」の旗を掲げるに当たっては儒教の八徳に因んで八徳会を称した。これは、邪教集団と見なされぬための自衛の措置であったかと思われる。

ところで、天魔の生き残りが軍閥・団閥であるとの認識は農民達にとっても分かりやすい教義であったと思われる。身近な団閥やその上の軍閥と戦うことが、天下太平に近づく一歩として位置づけられることになる。これは世界絶滅の際に信者だけが救われると言った、白蓮教的な救済思想のような宗教思想とは発想が違い、その思想内容は単純素朴である。

3、八徳会の権力組織:八徳会は黎家郷の既成秩序を転覆するとすぐ、「抗暴保家」「抗糧抗捐」をスローガンに結盟をして、自らの権力を組織した。政権の最高機関は辦事処と名付けられ、処長には冉広儒が収まった。重大な決定は処長が決定した。その下に大隊長と軍師各1人を置き、大隊の下に中隊、中隊の下に分隊を置いた。また、守備範囲は黎家郷の中核根拠地と、外部には臨溪、王家壩、石家壩に拠点を設けた。各中隊と分隊はみな自己の行政範囲と防区を持ち、分隊は団防に相当したので団防兵とよばれた。冉正済と冉隆剛は黄婆寺に

駐屯し、冉正徳と賀文湘は竹子壩の核桃榜に、楊南槐、楊金成は手掌坡の七元子に、冉正騰は朱家第に駐屯していた。彼らは各々三四十人を擁していた。大隊、中隊、分隊は自分の防区の軍・政の事務を責任をもって処理した。特に重要な問題があれば処長に報告し、決裁を仰いだ。辦事処には四つの印章があり、大隊、中隊も各自の印章と旗を持っていた。

辦事処には法廷が設けられ、民事の紛糾を処理したり、悪人の審判を行った。民事裁判では、訴訟する人が2斤の砂糖を買って持って行き処長に裁きを願い出て、勝訴の判決を受けると、冉広儒を拝して父とし、その後時節ごとに年賀の品や節句の祝儀を送って感謝した事例が挙げられている。裁判が法の適用として行われるのではなく、冉広儒の判断によるから、これは人治であって法治ではない。八徳会は最後まで成文法を持たなかった。

以上のような軍・政機構の外に、一般の住民は郷民隊を作り郷民隊長1人を設け、その下に排長を設け、10家をもって1排とした。郷民隊長、排長は郷民の参加する軍事行動を組織した。郷民は平時は自分の家に散居していて、八徳会の会兵・会民は敵を発見すると角笛を吹き、短時間に大量の団防兵と郷民隊を糾合した。

ここで、問題なのは八徳会という私的集団が一般郷民を郷民隊に組織していることである。一般郷民がこのことに異議を唱えなかったのは、それなりに理由があるが、一つの暴力を持った集団が住民の抵抗を受けることもなく、権力の座に座ることが出来たのは、黎家郷一帯が政治的空白地域であったからではなかろうか？つまり、王洪猷らの民衆掌握は不徹底であったということを示しているように思われる。

4、八徳会の政策：八徳会が民衆の支持を集めたのはその政策にあった。

土地政策では、およそ八徳会に敵対する本郷または他郷の豪紳が黎家郷等に有する土地は一律に八徳会の下で公有とする。没収した豪紳の土地、つまり公田は元からの小作人が耕作する。但し八徳会と再契約をし、農民は八徳会に30～50%の小作料を納めるものとする。これでも、従来の6～7割の利息率に較べれば軽減である。公有化しない豪紳の土地の小作料は日照りや洪水等の場合、小作料部分の30、40、50%に減量して納めるものとする。この没収政策で王顯立、王洪猷、王招三、王家太、冉正樟、冉瑞蕪、崔学甫等の土地が公有化され、見るべき数にのぼった。これ以外の地主との小作関係には八徳会は干渉しなかった。地主一般を敵にするのではなく、極悪な者だけに的を絞ったのである。

5、税金政策：正糧はきっちり納めるが附加税は徴収しないと決めた。正糧＝

土地税は納めるといふのは、政府を敵にはしないといふことであり、軍閥や団閥のかけてくる附加税は拒否するといふことで、ここにも敵を少数に絞ろうとする知恵が働いている。しかし、実際には県、区、郷政府は土地税の徴収にもやっぴこなかつた。やっぴくれば、附加税の非合法性を認めることになるから、当然であらう。

6、雑税の廃止：一切の苛捐雑税を廃止し、八徳会の存在した8、9年の間は黎家郷の郷民・会民いづれも、いかなる寄付金も取られることはなかつた。

7、民兵制の実施：農耕を奨励し保護した。八徳会の兵士は、一般には生産を脱離しておらず、常備兵は十数人にすぎなかつた。その常備兵も平時には一定の生産に参加した。会兵は武装して防衛に当たり、農業に従事した。会兵の数は約1,000人であつた。

8、工場設立：各種の工場を設立した。竹を使った紙工場。元からあつた鉄炉を拡大し、鋤、鎌、犁、斧等を生産した。染房を作り、紡績・織布を奨励した。ほかに竹細工工房もあつた。

9、鉄砲製造所：武漢から20余人の軍用職工を連れてきて10日に30挺のペースで生産した。銃の品質は漢陽製の騎兵銃よりすぐれていた。弾丸の原料は萬県と黎家郷を往復する商人が、幾重もの封鎖網を突破して輸入した。八徳会の輸入する武器や弾薬を運ぶことによつて大金持ちになり、田100畝を買い込んで大地主となつた者もいた。

10、その他、定期市の開催、学校の設立、医療機構の整備等々

11、なお、当時の黎家郷の人口は約5,000人であつた。会兵の数は5分の1を占めた勘定になるが、殆どが農民で、生産を離脱した專業の兵士は数十人に過ぎなかつた。

ii

1、軍事戦略：八徳会の敵は軍閥、団閥、豪紳、流寇・土匪と反動官僚、友には神兵、陳三吉、紅軍、余所の民団があつた。このうち、陳三吉は湖北省利川県を地盤とする土匪あがりの団閥であつたが、八徳会とはしばしば攻守同盟を結んだ。

このような、敵味方の配置の中で八徳会の軍師・李南賓が採つた方針は「土地を守り農民を守る」であり、戦略的防御が軍事原則であつた。それは外に向かつて発展せず、自ら「打倒軍閥」「反動政府打倒」といった類いのスローガンは提起しなかつた。軍閥、団閥が討伐に来れば、戦術上は常に進攻性の軍事態

勢を採ったが、これは防御の下における進攻であった。冉正濟、冉正徳らは県城への進攻を唱えたが冉広儒、李南賓、楊南槐等の反対にあった。冉正濟は有能であったが、友軍に当たる人物を裏切った廉により自殺を申し渡された。これは八徳会の重要な損失であり分裂であった。

戦術の基本は「勝てる時には戦って、勝ち目の無い時には逃げる」を原則とした。黎家郷一帯の森林には大小の洞穴があり、身を隠すに便利であり、このような条件を活かして民衆と一体になってゲリラ戦を展開した。

戦術原則の2は「少をもって多に勝ち、人海戦術は採らない」ということであつた。

この原則に沿って、進攻戦、速決戦、殲滅戦を展開し、邀撃、襲撃、接近戦、夜戦を行った。

2、軍事教練と武器：当初軍事的素養に欠けていた会兵に軍事指導をしたのは、楊森軍の教練長であつたことのある人物であるが、戦争の中で戦争を学んでいった。特に、冉正濟、冉正徳、楊南槐は八徳会の3本柱と言われるまでに成長した。武器は当初歩兵銃が少なく、短刀や短剣、大刀や長矛に頼っていたが、接近戦や夜襲にはあとまでこれらの武器が有効性を発揮した。

3、補給問題：会兵の経費は豪紳・団閥の土地・財産の没収で解決された。自発的に米を寄付する者もいた。

4、厳格な規律：定期的に点呼、整列、結集の折りを通じて、常備兵と郷民に行動、号令をたたき込んだ。一度号令すれば広大な会民・郷民が郷民隊長抜きで統一行動を取ることが出来た。平時、会兵は中隊ないし分隊を単位として軍事訓練を行い、毎回3ヶ月の訓練を積み、刺殺、拳術と射撃を練習した。

会兵の規律は「他人の金銭、物品を強奪したり略奪したりする事を禁止する。婦女を姦淫してはならない。みだりに人を殺してはならない。みだりに銃を撃ってはならない。常備兵はみだりに酒を飲んではいない。人を殴ったり罵ったりしてはならない」であつた。

iii

以上のような戦略戦術と組織をもって、八徳会は敵の矛盾を巧についで、王洪猷をはじめとする団閥を次々と打ち破り、土匪の侵入とも戦った。その一つの戦闘や神兵との交流・紅軍との協力関係等々、興味深い話があるが、それは拙訳に譲って、ここでは一気に八徳会の敗滅の特異性について、記しておきたい。

1931年9月、軍閥の劉湘は萬県に駐屯していた第3師の師長・王陵基を湖北省利川県に派遣し陳三吉の部隊を壊滅させ、陳を処刑した。王陵基は団防制を廃止して郷鎮制を敷き、郷鎮以下を甲、隣、閭とし、5家をもって1閭とし、10家をもって1隣とし、10隣をもって1甲とした。八徳会に対しては「指導者は殲滅し、脅迫されて従った者は処罰無し」という政策で、分化・瓦解政策をとった。敵の清剿政策に対しては八徳会内で意見が分かれた。当時冉広儒はすでに死んでいて、子供の冉正騰が後を継いで処長となっていた。李南賓、楊南槐等多数派は断固主戦を主張した。冉正騰と楊義芳の少数派は「敵の矛先を避けるために会兵を分散させるのが上策」で、敵は長くはいられないだろうとか、戦いによって損出する人名や財産に誰が責任を負うのか、などといった。王陵基は黎家郷に対する包囲を縮小し、各所に標語、布告を貼りだして、会民に投降を呼びかけた。自新登記所や武器登記所を設け、登記した者には表札を与えた。会民の中からも自新登記票をもらう者が相継いだ。これは王陵基らが軍閥・団閥の行為に反対を表明したことから生じた幻想の結果でもあった。「王陵基は天上の王靈官で…上帝が妖を除き魔を屈服させるために派遣したのだ」といったデマが流された。冉正騰の腹心・楊義芳は八徳会の名簿を手渡した功により大洋100元をもらって黎家壩の清郷委員になった。楊義芳は会兵を言いくるめて冉正騰を射殺させた。この間、李南賓や楊南槐らが冉正騰に直言して楊義芳を追放するような強行措置を講ずることもなく事態を放置して、結局は彼らだけが武力抵抗して殺されてしまう。こうして、8年間の戦いが嘘であったかのように、八徳会にはわかに破綻の結末を迎えたのであった。無能な冉正騰でも冉広儒の息子であるから、その意見に従うという忠誠心によって、李南賓等は身を滅ぼすのである。

一旦は顎西に逃れた李南賓ではあったが、捕まって黎家壩で処刑され、その肝臓を喰われた。楊南槐は黄水鎮に逃れたが清郷兵に追いつめられ、部下によって銃殺された。

筆者の黎旭陽氏は楊義芳の卑劣さを厳しく指弾するが、団閥支配にケリをつけ保甲制によって村落を統治し、団閥の徴税権を剥奪するといった改革は、防区体制の終了を目差したものであった。八徳会の教義のように「軍閥・団閥」をやっつけることがこの世の平和の実現に繋がるのだとすると、団閥体制を崩すように見えた王陵基の行動も、八徳会の教義に矛盾するものではない。会民が離間策にあって、自新登記に走ってしまったのは、強大な敵に対する恐怖感だけによるものではなく、内部の結束もない状態で、しかもあらかた身近の団

閥をやっつけてしまった後では、もっと広い世界からやって来た王陵基への幻想が大きかったからではなからうか？

最後に、このような農民政権が8年間も存続出来た最大の理由は、やはり、石柱県の最北端の高山地帯という辺鄙な場所で、団閥間に矛盾があり、軍閥の利害にあまり関わりがなかったという、地理的条件によるものと思われる。

おわりに

以上のように八徳会の農民政権は氏族や迷信を紐帯として、団防を牛耳る団閥たちに対し武力を持って立ち向かうこと8年余の長きにわたった。それは自分たちの生活領域を団閥や土匪などの収奪から守るためのもので、外部に向かって発展を遂げようとするような積極性には欠けていた。しかし、会兵の殆どが農業生産に従事していたことから分かるように、彼らの目指したのは小農民としての安定した生活であり、ある程度その要求は満たされていたと考えられる。ここには流民化した農民の姿は見られない。したがって、县城の占拠を目指すような必然性もなく、太平天国のような「世直し」への呼びかけもなく、専ら「保郷安民」が彼らの願いであり、武装も自衛のためのものであった。私はここに農民反乱の一つの原初的形態を見る思いがする。このような農民反乱を、階級意識に欠け、思想的にも立ち後れた、また狭隘な郷土愛に絡め取られ、他地域の農民との連帯に思い及ばぬものと評価することは容易であるが、流寇化した白朗集団*¹などとはまさに対照的な農民反乱であり、流民的要素を含まなかったからこそ、長期にわたり政権を維持することができたのではあるまいか？ 中国という大海の中の一滴にしか過ぎないが、このような農民政権も存在したことを歴史に留めてくれた黎旭陽氏の郷土愛には感服するしだいである。

(了)

*1 白朗の乱については拙稿・「白朗の乱についての一考察」(本誌第42巻)を参照